

令和5年3月27日

岐阜北警察署からの大切なお願い
～県内で多発する侵入盗の被害防止対策について～

県民の皆様方には、平素から各種警察活動に対しまして、格別のご理解とご協力を受け賜りまして、厚く御礼申し上げます。

当県では、昨年空き巣などの侵入犯罪（空き巣・忍込み・事務所荒し・出店荒し）が621件発生しており、中でも空き巣被害は

認知件数 311件

被害総額 約2億8,100万円

と1日に平均約1件の空き巣被害が発生しています。

当署管内については、下記表のとおり



	令和4年中	令和4年2月末	令和5年2月末
侵入犯罪	29件	3件	17件（前年同期比+14）
（内空き巣）	12件	2件	12件（前年同期比+10）

と前年同期比を大きく上回る深刻な状況です。

県民の皆様の大切な財産、しいては犯行を実行しようと侵入した犯人と鉢合わせになり、怪我をしたり命を奪われたりすることのないよう、皆様には犯人に

侵入されないための防犯対策を徹底していただきたく、今回このような文章をださせていただく次第です。

犯罪被害を未然に防止すべく、皆様のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



◆◆◆ 侵入犯罪の被害防止ポイント ◆◆◆

- 1 外出するときは、必ず出入口、窓などに鍵を掛け、無締り箇所がないか確認しましょう。
- 2 出入口や窓などの建物部品には、侵入に強い防犯建物部品（CP部品）を利用しましょう。
- 3 大きな音の出る防犯砂利やセンサーライト、防犯カメラを設置する等、2重3重の防犯対策が重要です。
- 4 事務所や店舗が無人となる休日や夜間には、貴重品・現金などを置かないようにしましょう。

担当 岐阜北警察署生活安全課長

058-233-0110(内線260)